

貸発第 101 号
2021 年 9 月 30 日

貸借取引参加者
貸借取引事務取扱責任者 殿

日本証券金融株式会社
貸借取引部長 赤羽 淳

(株)東京機械製作所株式 (6335) に係る貸借取引のご利用について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)東京機械製作所株式 (6335) につきましては、2021 年 7 月 26 日付社発第 T-272 号により貸借取引の申込停止措置の実施についてご通知いたしましたが、貸付株券の調達が極めて困難であることから、同年 9 月 7 日申込分より品貸料の最高料率を 10 倍とする臨時措置 (2021 年 9 月 6 日社発第 T-373 号) を講じております。

当該銘柄については、発行会社による新株予約権の無償割当てにかかる基準日設定 (2021 年 10 月 28 日) などから、今後、貸借取引の取り組み悪化と同時に、品貸取引における株券借入先からの品貸申込減少により、貸付株券の調達が著しく困難になることが予想されます。

貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用のお客様に対しましては、当該状況について、あらかじめご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

敬 具